



Face to Face

みんなのために、ひとりのために

SHINKIN BANK 信用金庫

当金庫との取引に当たって、 お客様の個人番号・法人番号を いただく場合があります

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始します。
マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号(12桁)が与えられ、社会
保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号(13桁)が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。
個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で
必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に
保管してください。
法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い



注目！



マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、
金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。
当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいた
だく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。



IIDA SHINKIN BANK
飯田信用金庫